

ブックリストをい活用ください

中野市子ども読書活動推進連絡会議では、活動のひとつとして、小学校中学年から高学年の子どもが自分で読むための「ブックリスト」を作成し、市内の各小学校や、関係施設に配布しました。

このリストは、科学(7冊)、ことば・詩(10冊)、むかしばなし(3冊)、ノンフィクション(11冊)、ものがたり(63冊)、ふるさと(8冊)の6つのジャンル別に分かれています。

子どもたちが本を選ぶときの参考にしてください。
リストに掲載してある102冊は、全て市立図書館で貸出をしていますので、ぜひご利用ください。

また、中野市子ども読書活動推進連絡会議がこれまでに作成した「読んであげたい絵本リスト」3冊についても、市公式ホームページに掲載していますので、併せてご利用ください。

市公式ホームページ
http://www.city.nakano.nagano.jp/city/shogai/topic/ehon_list.htm

科学

「こんなふうに作られる!」



ビル・スレイヴィン文・絵 / ジム・スレイヴィン文 / 福本友美子訳、玉川大学出版部
内容紹介 サッカーボールはどうやって作られるか知ってる? ガラスは? パスタは? 「え、知らない。」そう思った人は、この本をどうぞ。これ1冊で、いつの間にかモノシリ博士!

ことば・詩

「遊びながら国語力UP! おもしろ回文1000」



村松昭著、偕成社
内容紹介 市内を流れる千曲川。どこから始まって、どこまで流れていくのやら。ぼったり会ったてんぐ様と女の子が川をたどっていきます。

問い合わせ先
教育委員会事務局生涯学習課
生涯学習推進係(豊田支所内)
☎(38)3112 (内線543)

言葉あそびを楽しむ会著、メイツ出版

内容紹介 回文って知ってる? 前から読んでも後ろから読んでも同じ文のこと。そんな回文がたくさんつっててクイズもある。楽しく遊べて国語力もアップするんだって。

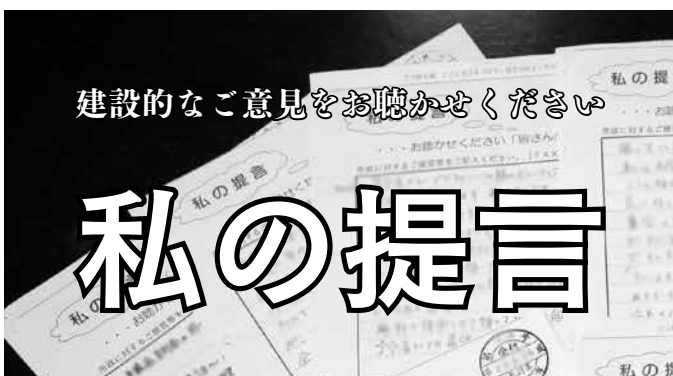
ふるさと

「日本の川ちくまがわ・しなのがわ」



村松昭著、偕成社
内容紹介 市内を流れる千曲川。どこから始まって、どこまで流れていくのやら。ぼったり会ったてんぐ様と女の子が川をたどっていきます。

問い合わせ先
教育委員会事務局生涯学習課
生涯学習推進係(豊田支所内)
☎(38)3112 (内線543)



有効期限 平成26年3月31日
利用方法

(1) 郵送 本紙に挟み込んである用紙にご記入の上、切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。

(2) ファクス 用紙の様式は定めませんが、できるだけ挟み込んである用紙を利用し、ファクス(260349)にお送りください。

(3) 電子申請 市公式ホームページ (<http://www.city.nakano.nagano.jp/>) から「ながの電子申請サービス」のページへ移動し、必要事項を入力の上、送信してください。

用紙の設置場所 市役所総合案内、豊田支所地域振興課、中央・北部・西部・豊田公民館、永田窓口サービスステーション

その他 寄せられた内容は、個人を特定できないようにした上で、広報紙や市公式ホームページに掲載させていただきます。

なお、住所、氏名、連絡先が未記入であったり、特定の市民・団体などへの中傷的なものは、原則受け付けません。

問い合わせ先
庶務課秘書広報係
☎(22)2111 (内線212)

5月市議会 臨時会報告



5月市議会臨時会が5月8日に招集され、1日間の会期で開催されました。

この議会では、専決処分の報告3件、人事案1件の合わせて4件が審議され、いずれも原案どおり承認などされました。

専決処分の報告

「中野市市税条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の住宅ローン控除の延長および拡充、東日本大震災に係る土地の権利譲渡などをした場合の課税特例の期間の延長および延滞金等の利率の引き下げなどを行いました。

「中野市都市計画税条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告

地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行いました。

「中野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の特定世

帯軽減制度の拡充など、所要の改正を行いました。

人事

《教育委員会委員》

小嶋隆徳委員および土屋正志委員の任期満了に伴い、小嶋隆徳委員については引き続き、また、土屋正志委員の後任に青木幸子氏を任命することに議会の同意を得ました。

教育委員長に

市村尚人さん

市教育委員会では、5月13日、臨時教育委員会を開催し、教育委員長に、市村尚人さん（安源寺）を選出しました。



教育委員長 市村尚人さん

第23回参議院議員通常選挙

一票の力を信じて投票に行こう

選挙の歴史

日本において、近代的な選挙制度の基に執行された最初の選挙は明治22年で、当時は選挙権の要件として、日本国民の25歳以上の男子で国税を15円以上納めていることなどがあり、有権者は全人口の1割にすぎませんでした。

その後、多くの改正がなされ、現在では、一部例外はありますが、日本国民で20歳以上の男女全てが選挙権を行使できるようになりました。

しかしながら、選挙の投票率は全国的に長期低落傾向にあり、本市においても投票率の低下が常に課題となっています。選挙は国民が政治に参加する重要な機会です。また、参政権は民主主義のたまたものであり根底をなすものです。

本年の夏に予定されている参議院議員通常選挙では、一票の力を信じて、一票に想いを託し、投票に行きましょう。選挙の執行が決定され次第、チラシなどで詳細をお知らせします。

インターネット選挙運動解禁

「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立し、インターネットなどを利用する方法による選挙運動が解禁されます。

主な内容

- ウェブサイトをj利用する方法（ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス、動画共有サービス、動画継ぎサイトなど）による選挙運動用文書図画の頒布の解禁
- 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁（候補者・政党などに限る）

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局
☎(22)21111（内線324）

